

## 相談支援専門員の兼務に係る留意点について

相談支援専門員が担当する利用者（障害児等）が利用する指定障害福祉サービス事業所等（指定障害児通所支援事業所等）の業務と兼務する場合については、指定障害福祉サービス事業所等（指定障害児通所支援事業所等）との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等（指定障害児通所支援事業所等）と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者（当該障害児等）が利用する指定障害福祉サービス事業所等（指定障害児通所支援事業所等）の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）を実施することに留意すること。〔支給決定（通所給付決定）更新又は支給決定（通所給付決定）の変更に係るサービス利用支援（障害児支援利用援助）について同じ。〕

- ① 身近な地域に指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）がない場合
- ② 支給決定（通所給付決定）又は支給決定（通所給付決定）の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等（当該通所給付決定等）から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援（障害児支援利用援助）とその直後の継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者（指定障害児通所支援事業者）の変更に当たっては利用者（障害児の保護者）が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合